



指導のポイントと留意点『簿記』

～教科書の変更・改善点を中心に～

横浜市立横浜商業高等学校教諭 粕谷 和生

新学習指導要領に基づく『簿記』の新しい教科書が、今年度の4月から各学校で使用されています。今回のQファイルでは、新しい『簿記』の教科書における指導上のポイントと留意点を上げます。

Q 1 簿記の目的

これまでの教科書では、簿記の目的として企業の財政状態および経営成績の明示を挙げていましたが、新しい教科書では財産管理が加えられています。その理由はどこにあるのでしょうか？

これまでの教科書が、簿記の目的を財政状態および経営成績の明示であるとしていたのは、簿記の主たる機能が財務諸表作成のための資料提供にあるとみていたからです。それはそれで重要なことなのですが、簿記の原初的かつ基本的な目的は、財産管理に求めることができます。

簿記は、商人が自己のために商売上の出来事を記録したのが始まりです。特に信用取引における債権・債務という財産については記録が欠かせません。また、商品などの財産の減少があったとき、その原因については、簿記による記録がなければ把握できません。

財産管理が簿記本来の目的であるという視点から、補助簿の意味や役割を指導していくことが大切です。

Q 2 純資産と資本

今後の授業では、資本を純資産に置き換えて指導してもよいのでしょうか？

たとえば、 $\text{期末純資産} - \text{期首純資産} = \text{当期純利益}$ などと教えてもよいのでしょうか？

単純に置き換えはできません。かつては、純資産＝資本となるように会計の枠組みが決められていましたが、今日では、必ずしも純資産＝資本となると

は限りません。むしろ純資産≠資本がふつうです。

したがって、資本を純資産に置き換えて指導することはできません。例えば、財産法の計算式（ $\text{期末資本} - \text{期首資本} = \text{当期純利益}$ ）の資本を純資産に置き換えて、 $\text{期末純資産} - \text{期首純資産} = \text{当期純利益}$ とすることはできません。また、収益の定義を「経営活動による純資産の増加原因」とすることもできません。

この資本と純資産に関する問題については、詳細な論説が、前号の「じっきょう商業教育資料 No.93」にありますので、是非そちらをご覧ください。

Q 3 取引の意味

新しい教科書では、取引の意味が大きく書き換えられています。なぜでしょうか？

従前の教科書では、取引の意味を次のように説明していました。「資産・負債・資本の増減や収益・費用の発生の原因となることがらを取引という。」そして、但し書きで「契約や注文」をしただけでは、資産・負債・資本に増減が生じないので、簿記上の取引とはならない旨を述べていました。

しかし今日では、取引の意味は、拡張しています。たとえば、金融商品に関する会計基準の第7項では、契約を締結したときに金融資産・金融負債の発生を認識するとしています。これはいわゆる約定日基準といわれるものですが、契約段階でこれを取引と捉えて会計処理します。

また、国際会計基準審議会（IASB）から出ている収益認識に関する公開草案の名称は「顧客との契約から生じる収益」です。これも契約段階から収益を認識するというものです。

Q 4 損益計算書の当期純利益

新しい教科書では、損益計算書の当期純利益が赤字されています。これは赤字で書かなくてよいのでしょうか？

損益計算書の当期純利益を赤字するのは、費用の側に記載するからとか、差額だからとか、いくつかの理由が挙げられますが、学問的根拠はありません。むしろ、記帳の慣行ということが出来ます。このあたりのことは「じっきょう商業教育資料No. 81」で、横浜国立大学教授 原俊雄先生に「簿記教育上の袖のボタン」と題して、大変興味深く解説していただいたことがあります。

今日、赤字表記を推奨しているのは、高校の教科書だけです。専門書を読んだり、日商簿記検定などを受験したりするときには、混乱が生じます。また、「赤字で記入する」と謳いながら、「実務では黒字で記入されることが多い」という注意書きが、教科書には必ず付されています。原則の赤よりも例外の黒が実務上多いというのは、もはや例外とは呼べないでしょう。

そこで新しい教科書では、生徒の学習負担を軽減するため、損益計算書の当期純利益を赤字で記入しなければならないとする記述を教科書から外しました。

Q 5 剰余金の配当と処分

新簿記で「剰余金の配当と処分」としている項目は、高校簿記では「剰余金の処分」という項目になっています。なぜ、異なるのでしょうか？

これは「剰余金の処分」という概念を新簿記では狭く捉え、高校簿記では広く捉えているからです。新簿記 p325 では、「剰余金の処分とは繰越利益剰余金の任意積立金への振り替えや、損失の処理などをいう。」としています。つまり、剰余金の処分には、剰余金の配当は含まれていません。

これに対して高校簿記 p288 では、「剰余金の処分には、株主に対して金銭などの財産を支払う配当のほか、繰越利益剰余金の任意積立金への振り替えや損失の処理などが含まれる。」としています。つまり、剰余金の配当を剰余金の処分に含める立場を採っているのが高校簿記です。

Q 6 繰延資産

これまで繰延資産として扱ってきた創立費・開業費・株式交付費・社債発行費は、新しい教科書では費用処理しています。どうしてこのような変更になったのでしょうか？

平成 18 年 8 月に「繰延資産の会計処理に関する当面の取り扱い」が企業会計基準委員会（ASBJ）から公表されました。「当面の取り扱い」と題しながら、数年経ちました。

この基準の要旨は、「原則費用処理・例外繰延資産に計上可」というもので、これまでどおり企業会計原則の考え方を踏襲したものです。しかし、国際的な会計基準の動向をみたとき、繰延資産の廃止の方向は否定できません。

また、平成 24 年 3 月に全商簿記研究部から出されました新学習指導要領に対応した全商簿記実務検定試験の「出題範囲表案」では、繰延資産の取引が削除されています。

以上から、新しい教科書では、例外処理である繰延資産計上の内容を学習項目から外しました。

Q 7 貸倒引当金繰入と貸倒損失

新しい教科書では、貸倒償却勘定に替えて貸倒引当金勘定と貸倒損失勘定を用いています。どうしてこのような変更になったのでしょうか？

貸倒償却勘定は、これまで長い間、高校の教科書で次のように用いられてきました。すなわち、貸倒引当金が設定されていない場合の貸し倒れ額を費用計上する勘定科目として、また、期末に貸倒引当金を設定するときの相手勘定として、さらに、貸倒引当金残高を超える貸し倒れが生じた場合の超過額を処理する勘定として使用してきました。つまり、三通りのケースのすべてにおいて貸倒償却勘定を用いてきました。

しかし、一般の簿記書では、貸倒引当金繰入勘定と貸倒損失勘定を使用する例が多く、教科書との違いをたびたび授業で説明してきました。そこで、一般に多く使用されている勘定に教科書を合わせ、生徒の学習軽減を図ることにしました。